

単品スライド条項運用 Q&A

No	質 問	回 答
1	単品スライドは、契約金額の変更ということか。	そのとおりである。 工事の最終精算の数量により算定し、最終精算の変更額に加算して、変更契約を行う。
2	工期残 2 ヶ月前の請求となると、3 月工期であれば、1 2 月末には変更数量をおさえないといけなくなるが、困難である。	請求期日が、工期残 2 ヶ月以上前というのは、請求者から請求した後の手続き等に時間を要することから設定したもので、その請求時点での数量で 1 % を越えるか判断し、請求願いたい。 なお、1% を越える見込みがあれば請求時点で 1% 未満であっても受けることで運用を行う。
3	単品スライド申請書等の様式 - 2 (資料 - 4 P8) において、落札率が記載されているが、何に使用するのか。	スライド額の算定の中で、発注者(甲)側が変動額を算定する際に、落札率を乗じて算定するためのものである。
4	対象品目が「鋼材類」と「燃料類」ということで、鉄筋等の鋼材が一部に含まれるコンクリート二次製品は対象外とのことであるが、市場単価に含まれる場合はどうするのか。	対象工事、対象品目について(資料 - 4 P3)にあるとおり、鋼材類を含む市場単価については、材料費が確認できるものが対象となる。
5	橋梁工事において、工場で作成する伸縮装置の材料は対象となるか。	対象となる。 対象工事、対象品目について(資料 - 4 P3)に該当する材料であれば対象となる。
6	単価が物価版等に乗っていないものはどうするのか。	鉄鋼類、燃料油の実勢単価の計算方法(資料 - 4 P5)の にあるとおり、見積りや特別調査による単価については、価格の妥当性を考慮の上、個別の実取引価格、支払済書類の確認及び類似品目の調査を確認したうえで、実取引価格を採用する。
7	単品スライド申請書等の様式 (資料 - 4 P13) の様式-14-2 工事出来高検査願いについて、その時点で単品スライドを適用せず、なお書きを入れなかった場合はどうなるか。	なお書きがないと、単品スライドの対象とならないことから、工事出来高検査願いを提出する際は、注意願いたい。

単品スライド条項運用 Q&A

No	質 問	回 答
8	乙が提出する書類の燃料油その1（資料 - 4 P6）において、当該機種が、下請契約等による使用である場合は、燃料油価格が変動したことにより、契約を増額変更し、支払いを行ったことを示す書類の提出を求めるとのことであるが、そこまで必要か。	下請契約等がある場合は、下請業者が燃料の支払いを行っていることから、確認が必要であり、その根拠資料を求めるものである。
9	上記の根拠資料の提出について、どの時点での提出となるのか。	工期残2ヶ月前の請求時で最終変更の精算数量が未確定であった場合は、単品スライドに係る請負代金額の協議時に確認資料を求める。 なお、処理フロー（資料 - 4 P7）においては、単品スライドに係る処理のみを表示しているが、単品スライドに係る請負代金額の協議の前に、通常の精算変更に係る契約変更協議を行うこととなる。
10	対象品目について、非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銅、ニッケル、ステンレス等）は対象外とのことであるが、何故か。	価格の上昇が、鉄鋼材とは違い、価格の急激な上昇が見られない。
11	単品スライドの対象金額について、対象請負額の1.0%を越える額とのことであるが、新聞によっては、各工種の1.0%を越える額が対象との記事があったがどうか。	その新聞記事については、承知していない。 なお、運用内容は、今回、説明したとおりである。
12	労力が掛かりすぎではないか。	適正な支出のために納入、支出状況それぞれの書類の確認が必要であり、よろしくお願いしたい。
13	マイナススライドの場合も、これだけ労力を掛けるのか。	今回は価格上昇という状況に対応するための運用を国が定めたものである。今後、価格下落という状況となった場合にはその運用が定められ、今回と同様に対応することになると思われる。
14	請負金額の1.0%以下が足切りとなると、使用鋼材が少なければ該当しないとすることか。	そのとおりである。 なお、請求に当たっては使用鋼材の納入状況をよく勘案の上、請求願いたい。

単品スライド条項運用 Q&A

No	質 問	回 答
15	<p>県の設計単価の改正の頻度は、どれくらいで行っているのか。</p>	<p>土木部においては、主要資材については、毎月改正している。</p> <p>なお、単価改正を適正に行ったとしても、スライドが解消するとは考えていない。</p>
16	<p>スライド額の算定方法について、乙からの申請金額と甲の算出金額の安い方を採用するとのことであるが、甲が算出する際、落札率を掛けることから算定額が安くなり請負金額の1%未満となった場合はどうなるか。</p>	<p>請負金額の1%に満たなくなった場合は対象外となることから、単品スライド請求に当たっては、協議対象額を事前に計算し確認の上、請求していただきたい。</p>